

板倉ニュータウンにおける
地域マイクログリッド事業及び水素利活用事業

質問回答書

令和4年11月

群馬県企業局

No.	項目	質問事項	回答	
実施方針（案）	1	1.本事業に関する事項	ハイブリッドリソース確保として非常時に72時間（3日間）の電力供給を想定しますが、企業局の構想と合致しますか。	ハイブリッドリソースへの考え方につきましては、提案要素となります。
	2	1.本事業に関する事項	製造する水素は発電に利用し、マイクログリッドへの電力供給を想定しますが、それ以外の構想または希望はありますか（輸送含む）。	水素は燃料電池を介して対象需要家への電力供給元とすることがメインですが、余剰が生じた場合の活用策につきましては、提案要素となります。
	3	1.本事業に関する事項	住宅用太陽光は本事業とは別に整備するご計画で間違いありませんか。	お見込みのとおりです。
	4	1.本事業に関する事項	住宅の太陽光の運営は本事業の対象外ですか。	提案要素となります。
	5	1.本事業に関する事項	板倉太陽光からの電力により水素を製造し、燃料電池から電気をマイクログリッドに供給する場合、住宅用太陽光の余剰電力は水素に転換して貯蔵せず、街区蓄電池に電気として貯蔵するシステムにて差支えありませんか。	住宅用太陽光の余剰電力を水素の製造に使用することを制限しません。提案要素となります。
	6	1.本事業に関する事項	住宅用太陽光発電設備は保守管理対象外ですか。	住宅用設備の設置については、本事業の対象外ですが、PPAとして管理する場合は、提案要素となります。
	7	1.本事業に関する事項	住宅の区画割及び蓄電池と受変電設備の設置予定場所をご教示ください。	現在、区画デザイン検討中のため、住宅の区画割はありません。なお、蓄電池と受変電設備等の設置箇所は提案要素となります。
	8	1.本事業に関する事項	住宅エリア内の測量、地質調査結果等を提供いただくことは可能ですか。	別途提供します。（本事業基本協定締結後となります）
	9	1.本事業に関する事項	① 住宅用太陽光発電設備、家庭用燃料電池、HEMS 及びガスインフラは本事業の建設対象外と考えます。 ② 家庭用燃料電池の燃料種別をご教示ください。 ③ 上記①～③が対象外の場合、仕様決定およびマイクログリッドとの接続に関して、どのような設計プロセスを想定していますか。	①、②HEMS、ガスインフラは、別途工事で整備します。なお、家庭用蓄電池は設置しない予定です。 ③HEMS等の仕様につきましては、本事業の基本協定締結後、協議により決定します。
	10	1.本事業に関する事項	板倉太陽光の所有権、譲渡の扱いについてご教示ください。	提案要素となります。
	11	1.本事業に関する事項	設備譲渡は有償、無償のどちらを想定しますか。	有償（簿価による買取り）予定です。
	12	1.本事業に関する事項	板倉太陽光発電所も譲渡対象ですか。	提案要素となります。
	13	1.本事業に関する事項	貴県は、実証試験後もSPC参加事業者として残る認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
	14	1.本事業に関する事項	補助金の活用は事業者の提案によるものですか。もしくは企業局指定の補助金を活用する想定ですか。	設備は企業局で負担します。
	15	1.本事業に関する事項	補助事業を活用できなくなった場合の対応方法をご教示ください。	提案要素となります。
	16	1.本事業に関する事項	補助事業の申請時期の想定をご教示ください。	提案要素となります。
	17	1.本事業に関する事項	電気事業法、高圧ガス保安法、消防法以外に想定する法令、有資格者はありますか。	実施方針に記載されているとおりです。
	18	1.本事業に関する事項	住宅用太陽光発電の仕様決定、連系工事等は住宅メーカーの対応になりますか。本件に係るSPCの対応範囲をご教示ください。	住宅太陽光の仕様は、別途工事で決定します。連系工事は、本事業範囲内です。
	19	1.本事業に関する事項	「供給電力の一部は水素から変換された電力とする」について、目安となる割合の想定はありますか。	提案要素となります。
	20	1.本事業に関する事項	住宅用太陽光の扱いについては、例えば本事業以外で整備・運営するものであれば、その方針を募集要項等で示して頂きたいと考えます。	各社との対話を踏まえ、募集要項にて示します。
	21	1.本事業に関する事項	本事業では家庭用燃料電池は整備されないと考えますので、住宅および本事業エリアにおいて、水素以外のガスインフラの整備は本事業の対象外と考えますが間違いありませんか。	水素以外のガスインフラについては整備対象外となります。
	22	1.本事業に関する事項	各世帯への取合い点確認の為、需要地系統図をご教示願います。将来用についてもわかる資料を合わせてご教示願います。	別途提供します。（本事業基本協定締結後となります）
	23	1.本事業に関する事項	グリーンブロック（図面参照）について、地中埋設配管内に本事業で敷設するマイクログリッド（需要地系統）の電力用配電線の自営線取合い点がわかる図面があればご教示願います。	別途提供します。（本事業基本協定締結後となります）
	24	1.本事業に関する事項	維持管理運営業務が、令和6年6月～となっております。本工事の完成は、令和6年5月完成でよろしいでしょうか。	住宅の分譲開始（別途工事）が令和6年6月からの予定とされており、本事業による各設備の完成、試験運転を含めた運用開始時期等につきましては、改めて募集要項で提示いたします。
	25	1.本事業に関する事項	SPC設立は“遅くとも供用開始前に”と記述ありますが、SPCの設立希望時期があればご教示願います。	実施方針（案）のとおりですが、希望としては早いほうが望ましいと考えております。
	26	1.本事業に関する事項	太陽光発電所の維持管理経費削減提案を本事業で提示することは問題ありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
	27	1.本事業に関する事項	別途工事の範囲は本工事に入らないという理解でよいでしょうか？またその範囲はどこになりますか？	お見込みのとおりです。 なお、別途工事にて分譲地造成に併せ、街区（新規50世帯）内の自営線用電線管敷設のみを行いますので、その他につきましては本事業に含まれます。
	28	1.本事業に関する事項	電力供給を行うということはSPCは小売電気事業者に登録することになりますか？ また各戸に設置される太陽光発電設備の保有者は誰になりますか？（各戸の太陽光発電はPPAでSPCの持ち物なのか各戸の持ち物なのか。後者だと未入居であったり余剰分の買取契約等煩雑になることが想定されます。）	各戸への電力供給は、SPCが行いますので、小売電気事業者や特定送配電事業者等の登録が必須となります。 各戸の太陽光設備の保有者は提案要素となります。（PPA型の場合には、別途工事で設置し、SPCの保有となります。）
	29	1.本事業に関する事項	SPC内での役割分担。（企業局と選定事業者との所掌分担はありますか？） また電気主任技術者の手配はどちらになりますか？ 電気事業法では設備設置者が選任することになっております。	企業局も含めたSPC内での役割分担につきましては、会社定款に依存されますが、現時点で企業局としては、SPCに対し少額出資を予定しております。 また、本事業への実施方針（案）に記載の参加資格要件のとおり、本事業に係る管理・運営に必要な資格者は本事業者となります。
	30	1.本事業に関する事項	各種設備の保守は建設したMG内であり別途敷設された埋設線等は所掌外ということになりますか？	各戸の屋内配線は本事業外です。ただし、各戸に設置の太陽光設備がPPA型の場合につきましてはこの限りではありません。
	31	1.本事業に関する事項	「電源原資として各戸に設置済みの太陽光発電設備」「各戸に設置される太陽光発電設備及びHEMSとの協調を図り、必要に応じた電力供給を行う」とありますが、各戸に設置する太陽光発電HEMSは、事業者もしくは県が所有するものでしょうか。それとも、各戸の住民が設備を設置し、その電力を事業者が購入する際に住民側にメリットがある（設備償却が可能な）電力料金とする考え方ででしょうか。	各戸のPV及びHEMSは、本事業外で企業局が整備しますが、所有権のあり方も含め、その運用と管理は提案要素となります。
	32	1.本事業に関する事項	最終想定50世帯について、本事業の電力利用が必須となると考えてよろしいでしょうか。また、建築されるハウスメーカーや住宅購入される住民等との契約条件等はどのように考えられているのでしょうか。	本事業による電力を受けることを入居条件とします。 また、分譲条件については、本事業での仕様決定を踏まえ設定する予定です。
	33	1.本事業に関する事項	県が所有し維持管理・運営について県が委託する実証期間とは、事業実施期間である令和13年3月31日までと考えてよろしいでしょうか。	水素実証設備の維持管理・運営については、令和13年3月31日（予定）となります。 マイクログリッドについては、SPCで賄う事業として提案してください。（SPC設立後からSPCの管理下にする予定です。）
	34	1.本事業に関する事項	実証試験終了により譲渡される設備は水素実証設備でしょうか。対象設備はどこまででしょうか。	原則、本事業で設置するすべての設備が対象です。
	35	1.本事業に関する事項	設備の譲渡費用は無償でしょうか。	有償（簿価による買取り）予定です。
	36	1.本事業に関する事項	法的手続き～基本設計・実施設計～建設の期間として、令和5年4月～令和6年6月までの14か月を見込んでいますが、最近の半導体不足・資材不足の影響から、特に燃料電池や水素製造設備などは納期が長期化している傾向があります。スケジュール的に厳しいことが予測されますので、期間の見直し、もしくは柔軟な記載（幅をもって示すなど）は可能でしょうか。	各社との対話を踏まえ、募集要項でお示しいたします。
	37	1.本事業に関する事項	板倉太陽光発電の利活用方法として、残るFIT期間2033年までについて、引き続きFIT収入を見込む計画、もしくは他の電力事業者に売電するなどの選択でよろしいでしょうか。	提案要素となります。
	38	1.本事業に関する事項	基本契約終了（令和13年3月31日）時にSPCの事業性を評価した結果、出資引き揚げは可能と考えてよろしいでしょうか。	SPCの定款に依存します。
	39	1.本事業に関する事項	新規分譲宅地の暫時増加を考慮した新規太陽光発電建設とは何を意味するのかご教示ください。	実施方針1-(6)-3)で建設業務①の記載のとおりです。
	40	1.本事業に関する事項	実証試験終了とは、事業実施期間を示すと理解してよろしいか。	実証試験とは、本事業によって生み出される各種データ等の取得を行うことを示します。事業実施期間は異なります。
	41	1.本事業に関する事項	試験終了後にSPC側に設備が譲渡されることになるが、譲渡の条件（現状引き渡し等）は提示するのか。	残存簿価による有償譲渡の予定です。
	42	1.本事業に関する事項	事業費の上限等収支に関する目安は示すのか。	提案要素となります。
	43	1.本事業に関する事項	事業者側の収入の考え方はどのようにしているのか。	提案要素となります。
	44	1.本事業に関する事項	企業局はSPCに、事業期間終了後も参加するのか。	参加します。
	45	1.本事業に関する事項	各戸との設備の責任分界点では計量器と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、各戸に設置の太陽光設備、HEMS等をSPCが所有する場合につきましてはこの限りではありません。
	46	1.本事業に関する事項	各戸で設置されるHEMSの仕様は統一されており、今回の事業に必要な情報が事業者側のCEMSに提供されると理解してよいか。	お見込みのとおりです。
	47	1.本事業に関する事項	HEMSデータ等は入居者の個人情報となりますが、入居者との同意手続き等が含まれていないように見えます。住宅販売側が実施することとなっているのか、含まれていないのであれば、入居者との事業に係る契約事務も業務に含める必要があります。	各戸の太陽光発電設備とHEMSの所有につきましては、提案要素となります。
	48	1.本事業に関する事項	住宅側の負荷の想定は、開示情報に含まれるのでしょうか。住宅がオール電化、蓄電池付ZEH仕様などで負荷条件を設定可能な状況をご教示ください。	提案要素となりますが、住宅用蓄電池の設置は不可とします。 なお、分譲条件については、本事業での仕様決定を踏まえ設定する予定です。
	49	1.本事業に関する事項	設備能力の検討にあたり、レジリエンスに関する能力基準が必要と考えますが、これは、評価基準において明示されると理解してよろしいでしょうか。	提案要素となります。
	50	2.選定事業者の募集及び選定に関する事項	契約から各種調査、設計、工事監理までの期間が最大で14ヶ月ですが、令和6年6月からの運営開始が前提ですか。	各社との対話を踏まえ、募集要項にて示します。
	51	2.選定事業者の募集及び選定に関する事項	「協力企業」の実績は応募者の実績として認められますか。	各社との対話を踏まえ、募集要項にて示します。
	52	2.選定事業者の募集及び選定に関する事項	本事業で実績として認められる電気事業の内容をご教示ください。	各社との対話を踏まえ、募集要項にて示します。
	53	2.選定事業者の募集及び選定に関する事項	FCV充填用の水素ステーションに関する設計業務は電気事業として認められますか。	各社との対話を踏まえ、募集要項にて示します。

54	2.選定事業者の募集及び選定に関する事項	「水素に関する水素を利用した電気事業に係る検討業務」は実績として認められますか。	各社との対話を踏まえ、募集要項にて示します。
55	2.選定事業者の募集及び選定に関する事項	FCV 用の水素ステーションに関する実績は電気事業の実績として認められますか。	各社との対話を踏まえ、募集要項にて示します。
56	2.選定事業者の募集及び選定に関する事項	本事業応募時に有資格者は必要ですか。（事業開始までに配置）。	提案提出時には必要ありませんが、契約締結までには有資格者の必要があります。
57	2.選定事業者の募集及び選定に関する事項	本項目について、あくまで予定の協力企業を記載すると言う認識でよろしいでしょうか？ ※実際とリンクしない場合が御座います。	予定も可能としますが、変更理由等につきまして企業局への申請及び承認を伴います。
58	2.選定事業者の募集及び選定に関する事項	同一企業が建設業務と工事管理（監理）業務を実施する事はできないとは、工事管理（監理）企業が建設工事を兼務で行う事ができないと言う事でしょうか？	お見込みのとおりです。
59	2.選定事業者の募集及び選定に関する事項	代表企業の参加資格要件は(3)1) 共通事項を満たしていればよいでしょうか。	①～⑨は全関連企業にも適用となります。 ⑩、⑪につきましては、今般の対話を踏まえ、代表企業等の保有のみでも可能等、再考し、募集要項で示します。
60	2.選定事業者の募集及び選定に関する事項	板倉太陽光の現在迄の収支状況・メンテナンス体制及び費用、今後の収支予測・メンテナンス費用予測等詳細を開示いただくことは可能でしょうか。	範囲は限定されますが開示可能です。
61	2.選定事業者の募集及び選定に関する事項	ただし書きで「（構成企業及び協力企業の変更は原則として認めない、ただし）企業局が承認した場合は、この限りではない。」とありますが、具体的にはどのような場合でしょうか。	正当な理由が確認された場合には、協議により認めることがあります。
62	2.選定事業者の募集及び選定に関する事項	ここで定義している「水素を利用した電気事業に係る設計業務」というのは、例えば、再生可能エネルギー発電により水素を製造し活用する事業なども含まれるのでしょうか。（現実として国内で水素活用事業の事例はありますが、水素を利用した電気事業はほとんど例がないと思います）	各社との対話を踏まえ、募集要項でお示しいたします。
63	2.選定事業者の募集及び選定に関する事項	ここで定義している「電気事業法で定める特定送配電事業に関する設計・建設・工事監理の実績」とありますが、特定送配電事業に関わる発電・変電・送電設備に関する設計・建設・工事監理ということでしょうか。また、同様の電力事業設備として、特定供給事業における発電・変電・自営線等のマイクログリッド設備も想定できますが、こちらを条件に加えることは出来そうですでしょうか。	各社との対話を踏まえ、募集要項でお示しいたします。
64	2.選定事業者の募集及び選定に関する事項	SPCにて各設備の保守管理を行うことですが、応募時にはメンテナンス企業を協力企業として登録する必要がありますが、また、運用開始までに協力企業の変更は可能でしょうか。	参加条件を満たしていれば問題ありません。また、協力企業の変更は可能ですが、変更理由等につきまして発注者への申請及び承認を伴います。
65	3.選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	リスク分担において、原則として選定事業者が負うものとする、とされています。しかし、両当事者の責ではない事象により費用・工期などに影響が生じた場合は、両当事者での協議になるとの理解で宜しかつたでしょうか？	お見込みのとおりです。
66	3.選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	建設工事費は県の負担だと認識していますが、各種申請等に係る費用が選定事業者になっているのは何か理由がありますか。（一般的には施主負担だと考えます）	各社との対話を踏まえ、募集要項でお示しいたします。
67	3.選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	工事期間中の物価変動リスクについて、事業者側のみにおわせるのではなく、何%までは事業者、それ以上は企業局による追加費用負担等を行う必要があります。また、インフレリスクを運転開始後についても含める必要があります。	本事業基本協定締結後の協議によります。
68	3.選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	S P Cにおける企業局の想定される役割をご教示ください。	SPC内での役割分担につきましては、会社定款に依存されますが、現時点では、SPCの運営等に係るモニタリングに関与したいと考えております。
69	4.立地条件・板倉N T太陽光発電所に関する事項	住宅メーカー及び分譲計画は決まっていますか。	現在、区画デザイン検討中のため、今後募集を行う予定です。
70	4.立地条件・板倉N T太陽光発電所に関する事項	分譲住宅には太陽光発電設備及びHEMS が設置されますか（前提条件？）。	お見込みのとおりです。
71	4.立地条件・板倉N T太陽光発電所に関する事項	【新設太陽光発電所から街区への自営線について】 12頁立地条件を見ますと、住宅分譲区画が（橙）とした場合、今回新設する太陽光発電設備と街区との間に東武鉄道の線路が御座います。街区へ送電する場合、鉄道を横断しなければいけません、本横断について現状の計画が御座いましたら、ご教示願います。	本事業にて設置する各設備位置につきましては提案となりますので、鉄道横断は必須ではないと考えております。
72	4.立地条件・板倉N T太陽光発電所に関する事項	太陽光発電設備についての性能リスクをご教示願います。	過去の発電実績及び保守記録を提示することは可能です。
73	4.立地条件・板倉N T太陽光発電所に関する事項	各戸に設置されるパネルの出力は提示いただけるか。	各社との対話を踏まえ、募集要項でお示しいたします。
74	5.基本契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	「実証試験終了後は、設備をSPCに譲渡するもの」と記載ありますが、譲渡設備、譲渡方法および譲渡時期は実証試験終了前までに貴局と選定事業者の協議によるものとの認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75	6.事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	企業局は実証試験後もSPC参加事業者として残留しますか。また、実証試験終了後のSPCの残留、離脱、期間延長等については協議によるものと理解します。	実証試験後も S P Cで事業を実施し、企業局も参画します。 離脱、期間延長については、SPC定款に基づいた協議によるものとします。
76	6.事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	実証試験終了後（令和6年6月から令和13年3月）にSPC参加事業者の変更は可能ですか。また設備譲渡を辞退し、SPCから離脱することは可能ですか。	現段階でそのような状況を想定しておりませんが、S P C設置後の協議によります。 S P Cの離脱については、S P C会社定款に依存されることとなります。
77	8.その他、本事業の実施に関し必要な事項	①自営線ルートで地元交渉は既に完了済との理解で宜しいでしょうか。（対象箇所：PV取合い点から鉄道横断部手前） ②自営線ルートで鉄道横断部は、どのようにお考えでしょうか。（推進工法、架線など）	本事業にて設置する各設備位置につきましては提案となりますので、決定次第、実施方針（案）に示す法令手続き支援業務の一環として実施することとなります。
78	8.その他、本事業の実施に関し必要な事項	水素設備関連では、維持する場合、設備の更新や大規模改修が必要となりますが、コストが見合わない場合、設備を廃止することも想定されますが、その点は事業者判断でよいでしょうか。	SPC会社定款に依存されることとなります。

	No.	項目	質問事項	回答
要求水準(案)	79	2.事業内容に関する事項	地元説明とは何が想定されるかご教示ください	工事概要の説明のほか、施工時における交通規制等のお知らせ、その他工事期間における留意事項等に関する情報提供及び協力要請等を想定しています。
	80	3.地域MG及び水素利活用に関する要求水準	屋内設備の主要機器の定義をご教示ください。	風雨等にさらされることにより故障の原因となる機器を指します。
	81	3.地域MG及び水素利活用に関する要求水準	住宅地への設置について意匠や景観上の要件はありますか。	各法令に準拠するとともに、当該区域の「板倉NT地区地区計画」(HP参照)に合致していれば問題ありません。なお、景観については提案要素となります。
	82	3.地域MG及び水素利活用に関する要求水準	要求水準(案)等において、設備の基本性能等に関する提示がありませんが、事業者側が目指すべき事業水準は、評価基準にて示されると理解してよいか。	提案要素となります。
	83	5.設計及び工事監理業務に関する要求水準	工事監理業務は、建設業務を行う企業が兼務してもよいでしょうか。	建設業務を行う企業は、工事監理業務を実施することはできません。工事監理業務は、設計業務を行う企業を想定しています。
	84	5.設計及び工事監理業務に関する要求水準	建屋を建築せずに、コンテナハウスまたは屋外キュービクルにより屋内設備とする場合に要求水準を満たせますか。	各法令に準拠すれば問題ありません。
	85	5.設計及び工事監理業務に関する要求水準	必要な設備を収納する建設建屋について何かご指定等ありますでしょうか。	各法令に準拠すれば問題ありませんが、景観についても提案要素となります。
	86	5.設計及び工事監理業務に関する要求水準	建設企業と工事監理企業の役割・業務の違いについて具体的にご説明をお願い致します。	工事監理企業は、本事業により設置される各設備の施工を管理する企業であり、一般的には、設計企業が担当する場合があります。
	87	6.建設業務に関する要求水準	本事業に必要な機器や設備等を調達するための調達業務を行う企業は、代表企業若しくは構成企業のいずれかが担うと想定していますが、具体的な参加資格要件はありますか。	各法令に準拠していれば設備・資材等の調達につきましては言及いたしません。
	88	6.建設業務に関する要求水準	建設業務として建屋の建設が含まれています。要求水準書には、再生可能エネルギーの発電量が施設利用者等に分かる設備を設置することありますが、施設利用者等というのは、住民を指すのか、視察などで訪問があった場合を想定しているのでしょうか。また、本事業のPRや情報発信拠点、あるいはサイネージ等の設備は考慮するのでしょうか。	お見込みのとおり、施設利用者等とは、入居者及び本事業供用開始後の施設見学者を想定しています。また、サイネージを含めたPRにつきましては、提案要素となります。
	89	7.維持管理及び運営に関する要求水準	本事業では、入居者との契約が必要になるため、入居者への説明・契約事務を含める必要があると考えます	各社との対話を踏まえ、募集要項でお示しいたします。
	90	7.維持管理及び運営に関する要求水準	設備の維持管理業務及び電力供給(顧客対応等)に関する業務内容の提示が必要と考えます。	各社との対話を踏まえ、募集要項でお示しいたします。
	91	7.維持管理及び運営に関する要求水準	譲渡後の維持管理・運営をSPCが実施することになっているが、サービス水準等をどのように設定されるのか。	要求水準(案)の記載のとおりです。
	92	7.維持管理及び運営に関する要求水準	各設備の保守・点検業務及び警備業務のみとなっていますが、電力供給や供給サービス(料金収受、顧客対応)などは不要でしょうか。	SPCは各設備の保守・点検等を担いますが、その中には元来目的である電力供給業務も含まれております。
93	7.維持管理及び運営に関する要求水準	本事業において、最低限要求するサービス水準は、評価基準において示されるとの理解してよいか。例えば、24時間の監視、コールセンター対応、事故時の即応体制等。	提案要素となります。	
94	7.維持管理及び運営に関する要求水準	期間終了後のサービス水準をどのように考えているのか。	提案要素となります。	